

新型コロナウイルス感染症・学校における感染対策ガイドライン

(令和3年1月15日 木更津市立真舟小学校)

千葉県教育委員会の「緊急事態宣言」に伴う「新型コロナウイルス感染症対策の徹底」の通知を受け、本校では、本ガイドラインに沿って、学校における新型コロナウイルスの感染及び感染拡大防止対策の徹底をしながら学校運営を継続します。

(本ガイドラインは、最新の知見や状況を踏まえ、随時、更新してまいります。)

【目次】

1	校内体制の整備	2
2	連絡体制の整備	2
3	家庭との連携	3
4	学校における感染対策の基本	4
5	健康観察の徹底	5
6	基本的な感染症対策の徹底	7
	＜対策別＞	
	＜場面別＞	
7	感染者等が発生した場合の対応	11
	(1) 感染者が発生した場合の対応	
	(2) 濃厚接触者が発生した場合の対応	
	(3) 出欠席等の扱い（感染・濃厚接触者以外の場合を含む）	
8	児童等に対する正しい知識等の指導	12
9	教職員の感染予防の徹底	13

1 校内体制の整備

本校においては、当面の間、新型コロナウイルス感染症対策にあたる対策本部を設置し、学校全体で感染対策に取り組む体制を整備する。

設置にあたっては、学校の規模や教職員構成に応じた対策本部を組織するものとし、実働的な対策本部となるよう努める。

＜対策本部の役割＞

平時：感染対策の検討・実施，児童等及び教職員の健康状況確認等

感染者等発生時：対応の総括・指示，保健所との連絡，情報発信等

＜対策本部の設置＞

メンバー：校長・副校長・教頭・教務主任・学年主任・養護教諭

※扱う内容によりメンバーを増減する。

※状況により対策本部に加え，小チームを設置する。

2 連絡体制の整備

（１）関係機関への連絡

あらかじめ、学校所在地を管轄する君津健康福祉センター（君津保健所），木更津市教育委員会，学校医等の緊急連絡先一覧を作成し，教職員間で共有する。

（２）教職員，保護者，児童への連絡

教職員，保護者，児童への連絡体制（メール配信，電話による連絡など）を確認する。また，学校のホームページを活用して情報提供を行う。

3 家庭との連携

児童の感染経路として、「家庭内感染」が最多である現状を踏まえ、家庭から学校に感染を広げないよう、各家庭の理解と協力を得る。

(1) 健康観察，登校の判断（以下について確実に実施していく。）

- 児童は，毎朝，登校前に検温及び風邪症状の確認を行う。
同居の家族にも，毎朝，検温等の健康状態の確認を依頼する。
- 児童は，発熱や風邪症状がある場合は，自宅で休養する。
- 同居の家族が濃厚接触者に特定されPCR検査等を受ける場合，児童又は同居の家族が濃厚接触者ではないが医師や保健所の指示等でPCR検査等を受ける場合は，いずれもPCR検査等の結果が判明するまで，登校を控えるよう依頼する。

(2) 休日や学校外の活動

- 学校外でも，換気が悪く人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

(3) 家庭から学校への連絡

以下の場合，速やかに学校へ連絡するよう依頼する。

- ・児童が，新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合（同居の家族が感染した等）。
- ・同居の家族が濃厚接触者に特定されPCR検査等を受ける場合，児童又は同居の家族が，濃厚接触者ではないが医師や保健所の指示等でPCR検査等を受ける場合。

4 学校における感染対策の基本

(1) 感染症予防の3原則（以下について繰り返し指導する。）

□感染源を絶つ

⇒発熱や風邪症状のある者等の自宅休養の徹底

- (1) 家庭における登校前の検温・風邪症状の確認
- (2) 学校における登校時の健康状態の確認
- (3) 外部からの来校者に対する健康状態の確認

□感染経路を絶つ

⇒手洗い，咳エチケット，清掃及び消毒の徹底

- ・石けんによる手洗い
- ・咳エチケット（マスク着用）
- ・学校施設や用具等の清掃及び消毒

□抵抗力を高める

⇒免疫力を高めるため，以下を心がける

- ・十分な休養及び睡眠
- ・適度な運動
- ・バランスのとれた食事
- ・規則正しい生活習慣など

※「抵抗力」病原体などに打ち勝つための体力や免疫力。

(2) 集団感染のリスクへの対応

リスクが高まるとされる，3つの条件（3つの密：密閉，密集，密接）の「重なり」はもちろんのこと，「1つ1つの条件」が発生しない」ことを目指す。
「3つの密」と「大声」は，リスクが高いとされることから注意する。

□「密閉(換気の悪い密閉空間)」の回避⇒換気の徹底

□「密集(多数が集まる密集場所)」の回避⇒身体的距離の確保

□「密接(間近で会話や発声をする密接場面)」への対応⇒マスクの着用

5 健康観察の徹底

学校において感染源を絶つためには、外からできるだけウイルスを持ち込まないように努めることが重要となる。

(1) 家庭における登校前の検温・風邪症状の確認

□児童は、毎朝登校前に、家庭で検温と風邪症状の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合は自宅で休養することを徹底する。

(同居の家族も検温していただき、体調で変わったことがあれば学校へ伝えていただく。)

□児童は、「健康状態観察表」に検温した結果を記入し、登校時に学校へ提出する。

□次のことについて、保護者へ周知しておく。

【発熱等がある場合の相談】

・発熱等の症状がある場合は、まずは、日ごろ通院している医療機関か、自宅の近くにある医療機関に電話で相談する。

(直接、医療機関を受診せず、事前に必ず電話で相談すること)

・かかりつけ医がない等、相談先に困った場合は【※相談窓口】に電話で相談する。

<相談・受診の目安> ○以下にあてはまる場合は、すぐに相談する。

いずれかに該当する場合は、すぐに相談(該当しない場合も相談可)

<相談・受診の目安>

◆息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

◆基礎疾患等があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

◆上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続く場合

(症状が続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談。解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様)

※相談窓口・・・帰国者・接触者相談センター

☆平日(午前9時～午後5時): 君津健康福祉センター(君津保健所)

TEL: 0438-22-3745

FAX: 0438-25-4587

土曜日、日曜日、祝日は、市の相談窓口

☆24時間(土日祝日含): 千葉県発熱相談コールセンター

TEL: 03-6747-8414

(2) 学校における登校時の健康状態の確認

毎日、登校時、児童に発熱や風邪症状がないことを教職員が確認する。家庭で検温等の確認ができなかった児童は、職員室又は保健室で、検温及び風邪症状の確認を行う。(健康観察の記録は学校で一定期間保管します。)

◎学校で（登校時を含む）児童等の発熱や風邪症状等を確認した場合

- ・帰宅するまでの間、学校にとどまる場合は、他の人との接触を可能な限り避けられるよう、症状を考慮した上で、別室で待機させる等、配慮する。
- ・当該児童を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させる。
- ・必要に応じて受診を勧め、その後、受診や検査の状況を確認する。
事前に必ず医療機関へ電話で相談するよう伝える。
<相談・受診の目安>にあてはまる場合はすぐに相談するよう伝える)

(3) 外部からの来校者に対する健康状態の確認

- 外部からの来校者に対し、来校前の健康状態の確認を依頼する。
また、来校時に発熱や風邪症状が見られる場合には、校内への立ち入りや教育活動等への参加を見合わせていただく。
- 外部からの来校者に対し、マスク着用、手洗いや手指のアルコール消毒等、感染対策の徹底を依頼する。

6 基本的な感染症対策の徹底

学校医・学校薬剤師等と連携し、保健管理体制を整えるとともに、教育活動全般を通じ、適切な消毒や清掃により、環境衛生を良好に保つよう努める。

<対策別>

・石けんによる手洗い

□登校直後、トイレ使用后、掃除の後、集団で活動した後、共用の教材・教具・情報機器などを使用する後、昼食前後、下校前等こまめに行う。

※手洗いを行う前に、目や顔を触らないよう、注意喚起する。

※手洗い場の数が十分でない場合もあることから、授業前後等は、手洗いの時間に配慮する。

□手洗い場には石けん等を配置し、児童が手洗いできる環境を整備する。

□手指用アルコール消毒液は、流水での手洗いができない際に補助的に用いられるものであることから、まずは、石けんによる手洗いを徹底し、手指用アルコール消毒液を設置できる場合には、補助的に使用する。ただし、給食前には必ず行う。

・咳エチケット

□マスクの着用

- ・無症状の感染者も他者へ感染させる恐れがあるので、学校教育活動においては、身体的距離が十分に取れないときは、飛沫を飛ばさないよう、次の場合を除いて基本的にマスクを着用する。

マスクを着用する必要がない場合

◆十分な身体的距離が確保できる場合

◆気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日

(熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合)

◎マスクを外す際は、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症も命に関わる危険があることから、熱中症への対応を優先する。

◎児童本人が暑さで息苦しいと感じた時などは、マスクを外したり、一時的に片耳だけにかけて呼吸したりするなど、本人の判断でも適切に対応できるよう指導する。

◎登下校中については、他の児童や一般の人と十分な身体的距離が確保できる場合。(できるだけマスクの着用を推奨する。)

◆体育の授業等

ただし、身体的距離を十分確保できない場合は、児童の様子を踏まえ、マスクの着用について臨機応変に対応する。(指導者はマスク着用)

着替えの際、更衣室等のマスクを外した状態で密になりやすい場所は、マスクを着用したまま着替えるように指導する。

- ・マスクの取り外しについては、活動の態様や児童の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応する（登下校等）。
- ・マスク着用時は、のどが渇かなくても定期的に水分補給する等、脱水や熱中症に注意する。
- ・マスクがない、マスクを忘れた児童に対応できるよう、学校は可能な限り、予備用のマスクを準備しておく。

・学校施設や用具等の清掃及び消毒

普段の清掃及び消毒は、通常の清掃活動の中に、ポイントを絞って消毒の効果を取り入れる。

なお、「新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含む家庭用洗剤」等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。

（１）清掃及び消毒のポイント

□大勢がよく手を触れる箇所(ドアノブ, 手すり, スイッチ他)

１日に１回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。

□共用の教材・教具・器具・用具など

児童及び教職員ともに、使用前後の手洗いを徹底する。

□トイレや洗面所

「新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含む家庭用洗剤」を用いて、通常の清掃活動の範囲で清掃する（特別な消毒作業は不要）。

□机・椅子

通常の清掃活動の範囲で清掃し、衛生環境を良好に保つ。必要に応じて、清掃活動において、「新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含む家庭用洗剤」を用いて拭き掃除を行う。（特別な消毒作業は不要）

□清掃用具等

衛生状態を良好に保ち、劣化に注意する。

□十分な換気やマスク着用等の感染症対策を講じる。作業後は石けんによる手洗いを十分に行う。

（２）消毒について

□消毒作業中は換気を十分に行い、目、鼻、口、傷口などを触らない。

□消毒液をペットボトル等の容器に入れる際は、誤って飲むこと等がないよう、容器に消毒液であることを明記し、児童の手が届かない場所に置く。

□人がいる環境で、空間噴霧しない。

・換気

「密閉」の回避に加え、「3つの密」と「大声」にも注意し、換気の徹底を図る。特に、冬場は空気が乾燥し飛沫が飛びやすくなるため、徹底して換気に取り組む。

- 気候上可能な限り、常時換気に努める。
- 換気は、教室の窓側と廊下側など、2方向の窓（やドア）を同時に開けて行い、廊下の窓も開ける。
- 窓（やドア）を開ける幅は10cm～20cm程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる。
- 窓のない部屋では、常時入口を開けておいたり、換気扇を用いたり、扇風機等で部屋の外に空気が流れるようにする等、換気に努める。
- 冷暖房使用時においても換気は必要。（冷房時は換気で室内温度が高くなるので、エアコンの温度設定をこまめに調整する。）
- 換気扇等の換気設備がある場合は、常時運転する。ただし、換気設備だけでは換気能力が足りず、窓開け等による自然換気と併用が必要な場合が多いことに注意する。換気設備は清掃を行う。
- 換気に伴う室温低下で健康被害が生じないように、校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。児童等及び保護者に温かい服装を心がけるよう十分周知しておく。
- 適度な加湿はウイルス飛散防止の一助となるが、マスクを着用している場面が多いことなどに鑑み、無理のない範囲で取り組む。

・児童同士、教職員－児童の身体的距離の確保

（換気や咳エチケットを行った上で）

- 児童の座席の間に、可能な限り距離を確保する（おおむね1～2m）。
- 極力対面とならないような形で教育活動を行う（授業・給食等）。
- 座席等を使用しない場合であっても、身体的距離（おおむね1～2m）を確保して対応するよう努める。

・その他

- 保護者に対し、児童の発熱、風邪症状、新型コロナウイルス感染症への感染又は濃厚接触者になった（同居の家族が感染した等）場合は、速やかに学校に知らせていただくよう依頼する。
- 便からウイルスが検出されることがあることから、トイレ清掃は、十分な換気やマスク・手袋着用等の感染対策を講じた上で、実施する。清掃後は石けんによる手洗いを十分に行う。
- 医療的ケアを必要とする児童や基礎疾患を有する児童については、主治医や保護者

等と連携を密にし、より慎重な対応を行う。

＜場面別＞

・登下校

- 校門や昇降口での密集が起こらないよう努める。
- 気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い時は、他の児童や一般の人と十分な身体的距離が確保できる場合はマスクを外すよう指導する。マスクを外してよいか判断が難しい子供へは、積極的に声かけ等を行う。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることも指導する。

・各教科活動等

- 冬場は空気が乾燥し飛沫が飛びやすくなるため、教室等の換気の徹底を図る。
- 教職員は飛沫飛散防止のためマスクを着用し、授業を行う。
- 児童は、通常マスクを着用し、特に、近距離での会話や発声が必要な場面では、マスクの着用を徹底する。
- マスク着用時はのどが渇かなくても定期的に水分補給する等、脱水や熱中症に注意する。
- 教材・教具・器具・用具などを共用で使用する場合は、児童及び教職員ともに、使用前後の手洗いを徹底する。
- 授業は、個人で学習できる活動を中心に行う。グループ学習、班での話し合い及びペアワーク等の活動は行わない。
- 児童は全員で一斉に声を出す音読や群読は行わない。
- 授業での外部人材の活用は控える。(外国語指導助手等の会計年度任用職員は除く。)
- 体育：球技のゴール型のゲーム等は、身体接触や人と人が接近するような活動は行わない。(バスケットボール、サッカー等。)
- 音楽：歌唱やリコーダー、鍵盤ハーモニカ等を使用した活動は行わない。
(歌唱については、朝の会、学級活動、外国語科、外国語活動等も同様。)
- 家庭科：調理実習は行わない。
- 委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるよう工夫する。
- 児童集会、全校集会、学年集会等を行う場合は、放送設備を活用し、各教室で実施する等の工夫をする。
- 児童を一堂に集める行事は行わない。ただし、避難訓練等については、学校長の判断により、感染防止に十分配慮しながら実施する。

・給食，昼食等を含む飲食する場面

- 飲食する際は，飛沫飛散防止のため，机を向かい合わせにしない，大声を出さない，身体的距離がとれない場合は会話を控える。食事後等に歓談する際は必ずマスクを着用する。
- 給食当番だけでなく，全ての児童等が食事の前の手洗い・消毒を徹底する。
- 給食の配膳を行う児童及び教職員は，手洗い・消毒を徹底し，全員がマスクを着用する。また，下痢，発熱，腹痛，嘔吐等の症状の有無，衛生的な服装をしているか，手指は確実に洗浄したか等，給食当番活動が可能であることを毎日点検し，適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。
- 食べる際は，飛沫飛散防止のため，机を向かい合わせにしない，大声での会話を控えるなどの対応をとる。
- 配膳，下膳は密集・密接を避けるため，時間差を設けたり場所を分散したりする等の工夫をする。

・休憩時間

- 教室等の窓（やドア）を大きく開放し，十分な換気を行う。
- 特別教室やグラウンド等での活動後やトイレ使用後等，手洗いを徹底する。

・清掃活動

- マスクを着用して行うとともに，清掃後は石けんを使用して手洗いをを行う。
- 窓やドアを大きく開放し，十分な換気の下で行う。

・図書館（図書室），パソコン室など

- 利用の前後に手洗いをするというルールを徹底する。
- 室内で，児童の密集が生じないように，利用方法を工夫し，換気，身体的距離が十分にとれない場合のマスク着用など基本的な感染症対策に努める。

7 感染症が発生した場合の対応

※感染者が発生した対応については，別紙を参照。

→木更津市教育委員会作成ガイドライン

8 児童等に対する正しい知識等の指導

児童等が、新型コロナウイルス感染症及びその感染予防対策について正しい知識を身に付け、自ら感染のリスクを避ける行動をとることができるよう、指導資料等を活用し、発達段階に応じた指導を行う。

<指導資料指導内容>

- ・手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。
- ・手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと。
- ・飛沫感染を防ぐためにも、何もせずに咳やくしゃみをしたり、咳やくしゃみを手でおさえたりせずに、3つの咳エチケットを実践すること。

<3つの咳エチケット>

- ① マスクを着用する。(口・鼻を覆う。)
 - ② マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。
 - ③ マスクがなく、とっさの時は袖で口・鼻を覆う。
- ・感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
 - ・私たち一人一人が、感染症を予防するためにできることをしっかりやっていくことが大切であり、自分の生活や体調を振り返り行動することが感染拡大防止にもつながること。
 - ・3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにすること。
 - ・SNSで氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意すること。
 - ・心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。
 - ・感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。

9 教職員の感染予防の徹底

多数の児童等と接する立場にあることから、日頃から体調管理に努め、職場はもとより、職場外でも感染予防の徹底に努める。

特に、医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患を有する児童等と接する機会がある教職員においては、感染リスクの高い場所に行く機会を減らす等、一層の感染対策を行う。

- 毎日、出勤前に必ず検温と風邪症状の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合は、出勤を控え、管理職等へ連絡する。
- 発熱等の症状がある場合は、まずは、日ごろ通院している医療機関か、自宅の近くにある医療機関に電話で相談する（直接、医療機関を受診せず、事前に必ず電話で相談すること）。かかりつけ医がいない等、相談先に困った場合は相談窓口で電話で相談する。＜相談・受診の目安＞にあてはまる場合は、すぐに相談すること。
- 出勤時、管理職等は、教職員に発熱や風邪症状がないことを確認する。
※毎朝、健康状態について、「職員健康観察カード」に記入し、出勤時には、健康記録一覧表へも記入する。また、健康状態の記録は学校で保管する。
- 石けんを使用した手洗いの徹底を図る（出勤後、授業や指導の前後、トイレ後、飲食の前後等）。
- 無症状の感染者も他者へ感染させる恐れがあるので、飛沫飛散防止のため、マスクを着用するとともに、授業や指導等で児童等と接する際は、可能な限り、身体的距離（おおむね1～2m）の確保に努める。
- 「6 基本的な感染症対策の徹底」を参考に、教職員の執務室（職員室、準備室、事務室等）の換気（特に冬場は留意）、教職員の座席等の距離確保、共用の物や施設等の消毒を徹底する。
- 教職員同士で、昼食等、飲食する場面においても、飛沫を飛ばさない座席配置とし、身体的距離がとれない場合は会話を控える。食事後等に歓談する際は必ずマスクを着用する。
- 人が集まる会議等については、「密閉」「密集」「密接」をできる限り避け、マスク着用及び換気徹底に留意する。
- 校長は、妊娠中の女性教職員に対して、以下のホームページを参考にして、配慮する。
厚生労働省「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10653.html
- 外部からの来校者に対し、マスク着用、手洗いや手指のアルコール消毒等、感染対策の徹底を依頼する。